

---

広陵町地球温暖化対策に関する

サウンディング型市場調査

実施要領

---

令和6年9月

広陵町住民環境部環境政策課

## 1 調査の名称

---

広陵町地球温暖化対策に関するサウンディング型市場調査

## 2 調査の背景

---

現在、本町では、施設を経営的な視点から捉え、施設経費の削減や最大限の施設活用を図るファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進しています。

本町では、令和元年3月に「広陵町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、町の事務事業で排出される温室効果ガスを抑制するとともに、町自らが環境に配慮した取り組み（ESCO 事業等）を率先して実行することにより、環境負荷低減を図っています。

また、令和3年度は、「広陵町脱炭素ビジョン（再生可能エネルギー導入計画）」（以下「脱炭素ビジョン」という。）を策定し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすこととしています。

さらに、令和6年3月に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、住民や事業者、行政などが一体となって地球温暖化対策の取組を総合的かつ計画的に推進していくため、これから本町がめざすべき姿や方向性、その実現に向けた道筋を示し、具体的な第一歩を踏み出すきっかけを創り出すことをめざしました。

今後、本町において地球温暖化対策実行計画を着実に進めていくためには、具体的な事業化に向けた検討が必要です。

以上を踏まえまして、本サウンディングにおいて、事業者の皆さまの専門的な知見や創意工夫により、上述した地球温暖化対策を検討するための調査を実施するものです。

## 3 調査の目的

---

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した「基本方針」及び「重点プロジェクト」実現に向けた対策には様々なものが考えられます。

今後、本町で取り組むべき対策としてどのような事業を行っていけばよいのか、また、事業を推進するに当たって、どのような体制や仕組み作りを整えていけばよいのかなど、民間事業者の皆さまから、知見やアイデア等についてご意見をお伺いしたいと考えており、行政と民間事業者の双方がより高い効果を得られる事業とするため、広く意見・提案を求めるサウンディングを実施するものです。

本サウンディング結果を踏まえ、事業実現性、事業効果、優先順位などを考慮し、今後、本町として取り組むべきと判断される案件に関しては、その後個別に意見交換を実施し、事業実施に向けてご相談したいと考えています。

## ゼロカーボンシティ広陵

### 基本方針1. ライフスタイルの脱炭素化(くらしの視点)

- 1-1. 省エネ行動の推進  
地球温暖化対策への関心・理解・実践／脱炭素化に取り組む企業支援／荷物の再配達抑制
- 1-2. 住まいの省エネ化・再エネ導入の促進  
省エネ・高効率機器への更新／住宅省エネルギーフォーム／省エネ住宅やZEH住宅、LCCM住宅／再エネ由来の電力や設備を導入
- 1-3. 環境にやさしい交通への転換  
公共交通や自転車での移動増／次世代自動車に転換／複数人の乗り合いやカーシェアリング
- 1-4. ごみの減少・資源化  
3Rの推進／地産地消の推進と食品ロス削減／剪定枝等の資源化

### 基本方針2. 地球にやさしい事業活動の推進(しごとの視点)

- 2-1. 建築物の脱炭素化  
建物のZEB化／省エネ・高効率機器への更新／再エネ由来の電力・原料への切替・導入
- 2-2. 事業者による地球温暖化対策の推進  
地球温暖化対策・環境配慮に向けた取組を推進／脱炭素化の取組を表明／省エネ型・脱炭素型の働き方改革
- 2-3. 行政（事務事業）の地球温暖化対策  
省エネ対策（設備改善、運用改善）／再エネ設備の導入／再エネ由来電力購入
- 2-4. 環境に配慮した契約の促進  
環境に配慮した物品購入の推進／再エネ電力調達への推進

### 基本方針3. 脱炭素型まちづくりの推進(まちの視点)

- 3-1. 環境負荷を低減する交通体系、基盤整備の推進  
交通ネットワークの効率化／次世代自動車等の普及促進に向けたインフラ整備
- 3-2. エネルギーの地産地消の推進  
地域の特色を活かした最大限の再エネ発電の普及促進／自家消費モデルの推進／地域と共生する再エネ発電の取組／安定的な電力の利用／再エネの活用による地域課題の解決／新たなエネルギーの活用検討、最新技術を活用した脱炭素化まちづくり
- 3-3. 緑地の保全、緑化の推進  
緑化の推進／水と緑のネットワークの構築／地域間連携による温室効果ガス排出量の削減策の検討

### 基本方針4. ゼロカーボンシティを目指した行動ができる人づくり(ひとの視点)

- 4-1. 環境教育、環境学習の推進  
環境学習支援ツールの活用／小中学校における取組の推進／家庭での子どもの取組推進
- 4-2. 地域における環境教育の推進  
地域における学びの機会の創出／地域の活動と連携した取組の推進
- 4-3. 各主体の地球温暖化対策の促進  
住民、事業者、行政との連携の推進／連携ネットワークの形成

## ■重点プロジェクト

### (1) PPAモデルの推進

PPA事業者が電力需要家のスペースを活用し、電力の設備導入・運用・保守を行うPPAモデルによる太陽光発電導入を推進します。

### (2) ため池太陽光発電の導入

広陵町での再エネの最大限導入に向けて、地域の特徴でもある「ため池」への太陽光発電の導入を検討します。

### (3) 公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

災害・停電時のエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備し、併せて平時のエネルギー使用量の削減に寄与します。

### (4) 防災拠点を中心としたマイクログリッドの構築

「電力の地産地消」に向けて、電力需要の集約、自営線等インフラの整備、複数施設への電力融通の仕組みを構築します。

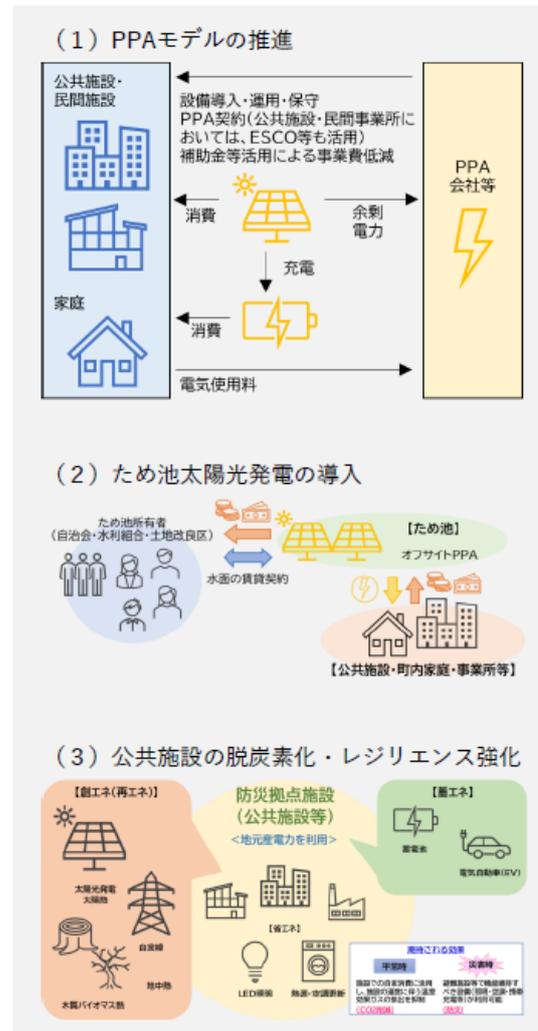
### (5) 太陽光発電及びEV充電スポットの整備

太陽光発電と蓄電池を設置するとともに、交通の要所や人が集まる施設にEV充電スポットを設置します。

### (6) 省エネ行動・環境学習の推進

ICTやAIも活用し、脱炭素社会実現に向けた「省エネ行動」を子供から大人（家庭）まで町全体での意識啓発を行います。

## 取組イメージ



## 4 提案対象

---

本町内で地球温暖化対策が可能な案件について制約はありませんが、次の「5 提案の留意事項」について、ご配慮願います。

公有地、民有地どちらでも提案を受け付けます。

提案に必要なデータは可能な範囲で開示します。

## 5 提案の留意事項

---

提案に当たっては、以下の事項を踏まえた提案をお願いします。

- (1) 提案者自らが実施する運営方法の提案をお願いします（第三者への委託目的での提案は受付しません。）。
- (2) 提案内容については、ソフト、ハードどちらでも構いません。
- (3) ハード整備の場合、都市計画法（昭和43年法律第100号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）等を遵守したものとしてください。
- (4) 複数の実施場所での提案をしていただいても結構です。
- (5) サウンディングの前提として民間事業者で実施場所の確保を行っていただくことを基本として想定しています。

## 6 スケジュール

---

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 実施要領の公表        | 令和6年 9月17日（火）   |
| サウンディング参加申込み期限 | 令和6年10月11日（金）   |
| サウンディングの実施     | 令和6年10月16日（水）以降 |
| 実施結果の公表        | 令和6年11月中旬予定     |

## 7 サウンディングの内容

---

### (1) サウンディングの項目

本調査は、事業者の皆さまとの直接対話により実施します。以下の項目について、皆さまの提案をお聞かせください。全ての項目にお答えいただかなくても構いませんので、可能な範囲でお答えください。

#### ア 事業アイデアについて

- ・事業運営の方針（コンセプト）※独自のサービスがあれば併せてご提案ください。
- ・施設確保の方針（具体的な候補地等あれば）
- ・提供するサービスの具体的な内容（自由提案）
- ・事業実施のタイミングや事業スケジュール等

#### イ 事業を実施するための条件等について

- ・官民の費用負担割合や求める条件について、皆さまが求める内容をお聞かせください。

#### ウ その他、提案していただいた事業内容を進めていくための課題等について

- ・現時点で、皆さまが提案していただいた事業を実施していく上で、行政側に対する要望等があればお聞かせください。

## (2) サウンディングの対象

- ア 応募者は、対象施設を安全・円滑に管理運営する能力を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループ（以下「グループ」という。）とします（個人での応募はできません。）。
- イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う団体（以下「代表構成団体」という。）を1団体選定してください。また、グループを構成する全ての法人等を明らかにし、各々の役割分担を明確にしておいてください。
- ウ グループの構成団体である法人等は、他のグループの構成団体になることはできません。また、グループとは別に単独で申し込むこともできません。
- エ 応募者は、応募を含む本調査に係る諸手続きを行うこととします。

## (3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- ア 応募者は、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 応募者は、対象施設の適正な管理運営を確実に行うことができる者であること。
- ウ 応募者は、本町との協議・調整に十分な能力を有し、事業の諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

## (4) 応募者の制限

本実施要領公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及びグループの構成員となることができません。

- ア 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ウ 募集の公告日において本町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に本町から指名停止処分を受けた者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者
- オ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く）
- キ アからカまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、相応しくない事由があると町長が認める者

## 8 サウンディングの実施

### (1) サウンディングの参加申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入の上、Eメールにより、広陵町住民環境部環境政策課へ提出してください。

なお、件名を【サウンディング参加申込】としてください。

送信後、必ず電話にて受信確認をしてください。

#### ア サウンディング参加申込期限

公告の日から令和6年10月11日（金）まで  
受信認時間は、午前9時00分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く。）

#### イ サウンディング参加申し込み提出先

広陵町住民環境部環境政策課（広陵町役場 1階）  
「10 事務局（問い合わせ先）」のとおり

#### ウ サウンディング資料について

サウンディングの項目について、民間事業者の皆さまとの対話により、意見・考え方等を聞き取りさせていただく予定ですので、特段資料等を提出していただく必要はありません。ただし、サウンディング時に資料を用いて説明される場合は、サウンディングの前日までに、広陵町住民環境部環境政策課にEメールにてご提出ください。サウンディング当日に資料をお持ちいただいても問題ありませんが、その場合は、サウンディング実施場所にお持ちいただき、6部の提出をお願いします。

### (2) サウンディングの実施

#### ア サウンディング実施の連絡

サウンディングの参加申し込みをいただいた方に対して、サウンディングの日時、場所をご連絡させていただきます。

サウンディング実施時期は10月16日（水）から随時とします。

#### イ サウンディングの実施方法

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

#### ウ 参加事業者の取扱い

今回のサウンディングに不参加の場合でも、今後の事業者公募等に参加できます。

#### エ 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

#### オ 行政側の参加者

今回のサウンディングについては、環境政策課及び総合政策課（公共施設 FM 担当課）合同で実施させていただきます。

### (3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、サウンディングを実施した提案概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

## 9 その他

---

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

## 10 事務局（問い合わせ先）

---

質問等がある場合は、下記までお問い合わせください。

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

電 話 0745-55-1001

ファックス 0745-55-1009

<温暖化対策計画に関すること>

広陵町住民環境部環境政策課（担当：巽・岡田・西村）

Eメール [kankyo@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:kankyo@town.nara-koryo.lg.jp)

<サウンディングに関すること>

企画総務部総合政策課（担当：芝・藤本）

Eメール [sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp)